

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 12 月 22 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村・尾崎
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 28 年度税制改正大綱 PartⅣ 法人税制①

1. 法人税率の引き下げ、法人事業税率の引き下げ、外形標準課税の拡大、地方法人課税の偏在是正

法人税、事業税、地方法人特別税、法人道府県民税、法人市町村民税の税率などについて以下の通りの改正が行われる。

事業年度開始日				現行	H28.4.1～	H29.4.1～	H30.4.1～
法人税	資本金1億円超			23.9%	23.4%		23.2%
	資本金1億円以下	所得800万円超部分		23.9%	23.4%		23.2%
事業税		所得800万円以下部分		15.0%			
	資本金1億円超		付加価値割	0.72%	1.2%		
			資本割	0.3%	0.5%		
		所得割	年400万円以下	1.6%	0.3%	1.9%	
			年400万円超 年800万円以下	2.3%	0.5%	2.7%	
			年800万円超	3.1%	0.7%	3.6%	
	資本金1億円以下	所得割	年400万円以下	3.4%		5.0%	
			年400万円超 年800万円以下	5.1%		7.3%	
			年800万円超	6.7%		9.6%	
	地方法人特別税	資本金1億円超			93.5%	414.2%	廃止
資本金1億円以下				43.2%			
法人道府県民税				標準税率3.2%	制限税率4.2%	標準税率1.0%	制限税率2.0%
法人市町村民税				標準税率9.7%	制限税率12.1%	標準税率6.0%	制限税率8.4%
地方法人税				4.4%	10.3%		

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【新設】

(1) 次の要件を満たす場合に、一定の税額控除ができることとする。

適用法人	青色申告書を提出する法人
地方自治体の地方再生計画	地方自治体が地域再生法の地方創生のための地域再生計画を策定し、国の認定を受けること（＝認定地域再生計画）
寄附活用事業に関連する寄附金	認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出すること
適用期間	地域再生法の改正法施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の支出

(2) 控除税額

① 地方税（当期のそれぞれの税額の 20%を限度とする。）

		法人事業税	法人道府県民税 法人税割	法人市町村民税 法人税割	合計
～H29.3.31 開始	寄附金の合計額	10%	5%	15%	30%
H29.4.1～開始	に対する割合	10%	2.9%	17.1%	30%

② 法人税（次のいずれか少ない金額（当期の法人税額の 5%を限度とする。））

A 寄附金の合計額×20%-法人住民税から控除される金額

B 寄附金の合計額×10%

3. 生産性向上設備投資促進税制の廃止

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）をもって廃止する。即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は平成 28 年 3 月 31 日までが適用期限であり、延長はしない。

4. 建物附属設備及び構築物並びに工業用の建物の定率法の廃止

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物等の償却の方法について、定率法を廃止し、定額法により行うこととする。（所得税についても同様）（注）リース期間定額法、取替法等は存置する。

5. 交際費等の損金不算入制度及び損金算入の特例【延長】

次の制度・特例の適用期限を 2 年延長し、平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度までとする。

(1) 接待飲食費に係る損金算入の特例（接待飲食費の 50%まで損金算入）

(2) 中小法人に係る損金算入の特例（期末資本金の額 1 億円以下の法人:800 万円まで損金算入（(1) との選択適用））

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 12 月 22 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村・尾崎
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 28 年度税制改正大綱 PartⅣ 法人税制②

6. 役員給与

- (1) 事前確定届出の一部不要:役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与
- (2) 利益連動給与の算定指標:指標の範囲に ROE その他の利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化する。
- (3) 役務提供の対価として行った譲渡制限付株式交付の損金算入時期:原則として、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入する。
 ※平成 28 年 4 月 1 日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用する。

7. 欠損金に係る制度の見直し

- (1) 青色欠損金等の繰越控除制度における控除額の段階的な引き下げ措置について次の通りとする。

事業年度開始日	H27.4~H28.3	H28.4~H29.3	H29.4~H30.3	H30.4~
控除限度割合	65/100	60/100	55/100	50/100
- (2) 平成 27 年度税制改正で平成 29 年 4 月 1 日施行とされていた以下の措置について、平成 30 年 4 月 1 日から施行、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用する。
 - ① 青色欠損金等の繰越期間を 10 年に延長（現行 9 年）
 - ② 青色欠損金等の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を 10 年に延長（現行 9 年）
 - ③ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を 10 年に延長（現行 9 年）
 - ④ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を 10 年に延長（現行 9 年）
 ※青色欠損金等…青色申告書を提出した事業年度の欠損金、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金

8. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置【延長】

適用期限を 2 年延長し、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する事業年度までとする。

9. 雇用促進税制の見直し【縮減・延長】

以下を除いて廃止

- ・ 地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所
- ・ 適用の基礎となる増加雇用者数を無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とする。
- ・ 適用期間を 2 年延長し、平成 30 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度とする。
- ・ 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から本措置の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除した上、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と本措置とを重複して適用できることとする。

10. 地方拠点強化税制【拡充】

雇用促進税制のうち、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けて実施する場合には、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と重複して適用できることとする。なお、重複して適用する場合には、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除する。

11. 組織再編税制

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という）に係る税制について、次の見直しを行う。

- (1) 共同事業を行うための株式交換等に係る適格要件のうち役員継続要件について、株式交換等前の特定役員の**全て**がその株式交換等に伴って退任をする株式交換等でないこととする。
- (2) 適格株式交換等により親法人が取得する子法人株式の取得価額について、株主が 50 人以上である子法人の場合には、その子法人の直前の申告における簿価純資産価額にその後の資本金等の額等の増減を調整したものとする。

12. 企業年金等の掛金等の損金算入・積立金の退職年金等積立金に対する法人税の課税対象への追加

企業年金等の損金算入の対象に次の確定給付企業年金の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る積立金を退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。

- (1) 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- (2) 事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの
- (3) 複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金